



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

\*208 職員の駐在に関する告示 (行政管理課) ..... 1

○ 公告

紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課) ..... 3

紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 ( " ) ..... 3

○ 公営企業管理規程

\*2 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 ..... 3

## 告 示

### 和歌山県告示第208号

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第7条第5項及び第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、令和7年4月1日から実施する。

令和6年和歌山県告示第319号（職員の駐在に関する告示）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 検査・技術支援課分室の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
検査・技術支援課分室	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	1 工事の検査及び補助工事の現地調査（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内に係るものに限る。） 2 技術力向上に係る研修に関する事務 3 市町村への技術支援に関する事務

#### 2 東牟婁振興局地域づくり部の職員の駐在

##### (1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域づくり部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

##### (2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域づくり部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 南紀熊野ジオパークセンター 串本古座高等学校	担当のかいの会計に関する事務

## (3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務
東牟婁振興局地域づくり部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 南紀熊野ジオパークセンター 畜産試験場 水産試験場 串本古座高等学校	担当のかい等の物品調達及び支出に関する事務

## 3 振興局建設部の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	1 土木事業の調査、測量、設計施工及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	
	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	田辺市の一部	

## 4 世界遺産センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県世界遺産センター	橋本市市脇四丁目5-8	高野地域駐在	世界遺産の保全、活用及び啓発に関する事務

## 5 交通事故相談所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する事務
	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

## 6 田辺産業技術専門学院の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県立田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町3353-9	分教室	情報システム科の職業訓練に関する事務

## 7 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川291	中辺路試験地	林業試験地における軽易な栽培調査及び管理

## 8 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、研究及び管理

## 9 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県農作物病虫害防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	
	日高郡みなべ町東本庄141 6-7	みなべ駐在	

## 公 告

## 公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川中流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 公営企業管理規程

## 和歌山県公営企業管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県工業用水道管理センターの項中「次長」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。